

VII-7  
8-25  
7

社会教育奨励法案

第一條 社会教育を奨励するため、国庫は、毎年以年をもつて定めるところの金額を支出する。

第二條 主務大臣は、前條金額の範囲内において、奨励上必要と認めらるる社会教育事業を行ふ團體又は施設に對し、補助金を交付する。

第三條 補助金の交付は、用途を指定して同時に補助する場合を除くのはか、三年を以て一期とする。

第四條 主務大臣は、補助を受ける社会教育事業の管理を不適當と認めたるときは、もしくは補助の條件に違反したときは、補助を中止し、もしくは停止し、又は補助金額を減少することができる。

第五條 補助金の交付に關し、必要な規程は、主務大臣がこれを定

26-7-1

める。

附則

本法は、昭和 年 月 日から、これを施行する。

山崎 43

